

申請書ポイントチェック表

| |
|---|
| <p>《書類作成時の注意点》</p> <p>○消せるボールペンの使用は認められません。</p> <p>○誤って記入した場合には、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。</p> <p>○ご提出いただいた書類はお返しできません。</p> |
|---|

| 《補助金を受けるうえでの前提条件の確認》 | 確認欄 |
|--|-----|
| <p>国や県等が実施する国費が充当されている補助金等を申請していませんか（又は申請予定はありませんか）。</p> <p>※当補助金は国費を充当し、実施しているため、<u>国費が充当されているほかの補助金等との併用はできません。</u></p> | |
| <p>過去に同一の補助対象設備に係る補助金の交付を受けたことはありませんか。</p> | |
| <p>同一の補助対象設備について、市が実施する他の補助金を受けた事はありませんか（又は受けようとしていませんか）。</p> | |
| <p>令和8年4月1日以降に工事を着工し、市内事業所の既存照明設備（LED照明以外）をLED照明器具に更新する中小企業者または個人事業主ですか。</p> | |
| <p>工事に着手する前の申請ですか。</p> <p>※原則、着工前に申請し交付決定を受けてください。ただし、令和8年4月1日から令和8年5月29日までに着工する工事については設置業者が記入した着工日等証明書を添付することで、申請及び交付決定の前に着工することができます。なお、着工日等証明書を添付して申請することができるのは令和8年5月29日までです。</p> | |
| <p>設置完了後の実績報告書類一式を不備なく期限までに提出できますか。</p> | |
| <p>市税に滞納はありませんか。</p> <p>※納税証明請求書兼証明書の取得時に市税に滞納がある場合は実績報告書とともに提出が必要な証明書の発行できません。</p> | |
| <p>事業所ごとに分けて申請をしていませんか（又はする予定ではありませんか）。</p> <p>※申請は1事業者につき、1回のみとなります。複数の事業所に補助対象機器を導入する場合や、1事業所に複数の補助対象機器を導入する場合は、申請を1回にまとめて提出してください。</p> | |

| 《作成のポイント》 | 確認欄 |
|---|-----|
| <p>◆印の書類およびその他必要な書類を作成し、環境政策課へご提出をお願いします。</p> | |
| <p>補助対象設備の要件等について</p> | |
| <p>新たに設置する設備はトップランナー基準を達成したLED照明ですか。</p> <p>※固有エネルギー消費効率がトップランナー基準目標値である以下の条件を満たしていること。 (光源色が昼光色・昼白色・白色の場合)100ルーメン/ワット以上であること。 (光源色が温白色・電球色の場合)50ルーメン/ワット以上であること。</p> | |
| <p>設置前に使用されていないものですか。(中古品は補助対象外)</p> | |
| <p>リース品ではありませんか。</p> | |
| <p>更新前後で使用用途が同じですか。</p> | |
| <p>補助対象機器は事業の用に供されますか。</p> <p>※専ら居住を目的とする事業所における機器更新は対象外</p> | |
| <p>機器の新設及び増設ではないですか。</p> | |
| <p>電球や蛍光管部分だけの交換ではないですか。</p> <p>※安定器バイパス工事等を行い既存の照明器具を交換せず電球や蛍光管部分だけを交換してLED化する場合は対象外です。</p> | |

| | |
|--|--|
| ◆物価高騰対策LED照明器具導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号） | |
| 『設備設置場所住所』は、川越市内の事業所ですか。 | |
| 『工事着工日』には、補助対象設備の工事を開始する日（予定日）が記入されていますか。 | |
| 『工事完了予定日』には、設置工事が完了する日（予定日）が記入されていますか。 | |
| 補助金交付申請額は、補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）又は30万円のいずれか低い額となっていますか。 | |
| 補助対象経費の総計は、10万円以上ですか。 | |
| 補助対象経費は「消費税及び地方消費税額」、「既存機器の処分に係る費用」、「その他の補助対象機器の設置作業に直接関わらない経費」、「補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）において、利益等が排除されていない経費」を除いた機器の購入費及び工事に係る経費となっていますか。 | |
| ◆補助対象設備の設置等に係る設計図面 | |
| 工事着手前の現況写真（工事前の該当箇所の写真）及び改修する照明器具一覧表（様式第2号）に記載した照明設備について、照合ができるよう付番した数字を設備ごとに記載されていますか。 ※同じ照明器具を複数設置する場合は、枝番を記載してください。 | |
| ◆経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書又は見積書の写し | |
| 事業者名義で契約されていますか。 | |
| 機器費、工事費及びその他の補助対象外経費が明確に区別できますか。 | |
| ◆工事着手前の現況写真（工事前の該当箇所のカラー写真） | |
| 補助対象設備の設置等に係る設計図面及び改修する照明器具一覧表（様式第2号）に記載した照明設備について、照合ができるよう付番した数字を設備ごとに記載されていますか。 ※同じ照明器具を複数設置する場合は、枝番を記載してください。 | |
| カラー写真であり、画質は鮮明で確認に十分な大きさに印刷されたものですか。 | |
| ◆登記事項証明書（法人の場合） | |
| 履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のものに限る）は用意していますか。 | |
| ◆開業届（税務署が受理したことがわかるもの）又は確定申告書（直近のものに限る。）の写し（個人事業者の場合） | |
| 確定申告書の写しを提出する場合は税務署に提出したことがわかるものを添付していますか。 | |
| ◆導入する補助対象機器の仕様がわかる書類 | |
| メーカー名、製品名、型番、省エネ基準達成率が分かるパンフレット又はホームページの写し等の資料を添付していますか。 | |
| ◆改修する照明器具一覧表（様式第2号） | |
| 補助対象設備の設置等に係る設計図面及び工事着手前の現況写真（工事前の該当箇所の写真）と照合ができるよう、新たに設置する照明器具ごとに付番をし、付けた番号を設計図面および現況写真へ記載されていますか。 ※同じ照明器具を複数設置する場合は、設計図面及び現況写真に枝番を記載してください。 | |

※提出は環境政策課窓口（市役所5階）へ直接お持ちいただくか、郵送（簡易書留又はレターパックプラス）にてご提出をお願いします。

※ポイントのみを記載しています。提出前に手引きやよくある質問リストも参照してよくご確認ください。

| |
|--|
| <p>【お問い合わせ】 川越市環境政策課地球温暖化対策担当 〒350-8601 川越市元町 1-3-1 電話 049-224-5866 FAX 049-225-9800 電子メール kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp （メール送信の際は★を@に置き換えてください。）</p> |
|--|